大竹市上下水道料金審議会資料 (第1回)

日時:令和3年12月15日(水)9:30~

場所:大竹市上下水道局1F大会議室

次第

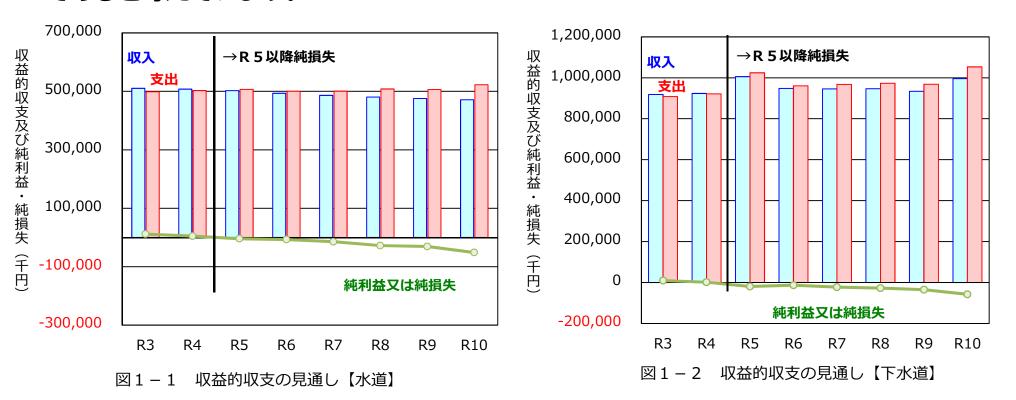
1 上下水道料金改定の考え方・・・・ 3 【上水】(下水) 2 料金改定の推移・・・・・・・・【 6】(14) 3 上下水道料金の現況・・・・・・ 【 7】 (15) 4 周辺市町の上下水道料金の概況・・・【 9】(17) 5 上下水道料金改定案・・・・・・【10】(18) 6 広島県企業局との交渉状況・・・・【12】

1 上下水道料金改定の考え方

(1)安定した経営

大竹市では、令和2年度に「大竹市水道事業経営戦略」・「大竹市公共下水道事業経営戦略」(以下、「経営戦略」とします。)を策定しました。これによる将来のシミュレーションでは、**人口の減少に伴い収入が減少**していく一方で、老朽化した管路や施設の計画的な更新により**支出は増大**していき、現在の料金体系のままでは、**今後赤字経営**に陥る見込みとなっています。

このため、将来にわたって安定した経営を持続していくためには、水道事業では平成14年以来、公共下水道事業では平成19年以来となる料金の見直しを行うことが必要であると考えています。



1 上下水道料金改定の考え方

(2) 利用者間の公平な負担に向けて

大竹市では水道、下水道料金とも用途別の料金体系を採用しており、一般(家事) 用と業務用を区分して料金設定を行っています。近隣市では用途区分があっても使用 水量が少ない場合は同一料金の設定か、一般(家事)用と業務用の用途区分をしてい ない場合が多いようです。

料金の見直しに際して、料金体系についても見直すことで、**将来的に利用者間で公平感のある料金にする必要があると考えています**。

	大竹市	家事用 との比較	広島市	廿日市市	岩国市
一般(家事)用	72.1円		89.1円	138.6円	77.0円
業務用	129.4円	1.79倍	89.1円	_	_
工場用	143.4円	1.99倍	_	_	_

表1-1 水道料金【基本料金1m3あたり料金比較】(税込)

表1-2 超過料金【超過料金1m3あたり料金比較】(税込)

	大竹市	家事用 との比較	広島市	廿日市市	岩国市
一般(家事)用	147.4円		116.6円	169.4円	93.5円
業務用	184.8円	1.25倍	116.6円	_	_
工場用	211.2円	1.43倍	_	_	_

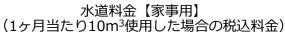
^{※1㎡/}月あたりの基本料金で比較しています。(小数点第2位四捨五入) 基本料金は口径13mmの場合でメーター使用料を含めて計算しています。 超過料金は基本水量以上使用した場合の単価を使用しています。

^{「-」}については設定がありませんので、一般(家事)用と同じ金額になります。

1 上下水道料金改定の考え方

(3) 県内で1番安価な水道料金

大竹市の水道料金は、令和3年10月末現在、広島県内で最も安価となっています(一般(家事)用13mm、10m³/月の場合)。経営戦略でのシミュレーションでは、上下水道料金共に令和5年に10%の料金改定が必要としていますが、改定後の水道料金についても、広島県内で最も安価な水準を維持したいと考えています。



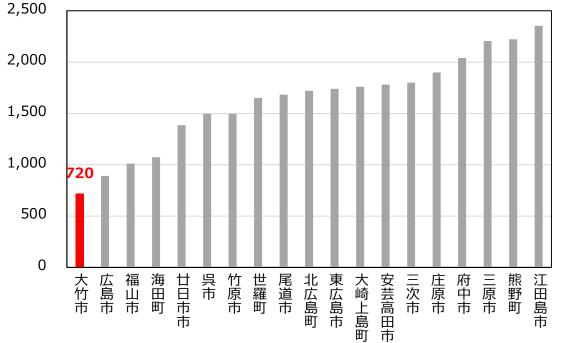


図1-3 県内水道料金の比較(税込)

表1-3 県内水道料金の比較(税込)

事業 普及率 水量 主体名	Dm³までの 使用料金 料金体系
エアロ % m³/月	円/月
広島市 98.1 0	891 用途 口径
呉市 99.4 0	1,496 用途 口径
竹原市 99.3 0	1,496 用途
三原市 90.6 0	2,205 用途 口径
尾道市 93.4 7	1,683 用途
福山市 95.8 0	1,012 用途
府中市 75.2 7	2,040 単一
三次市 88.6 8	1,800 用途
庄原市 75.7 8	1,898 用途
大竹市 97.7 10	720 用途
東広島市 87.0 10	1,739 用途
廿日市市 96.1 10	1,386 単一
安芸高田市 77.8 8	1,782 口径
江田島市 96.1 8	2,354 用途 口径
海田町 99.2 8	1,073 用途 口径
熊野町 90.8 6	2,223 用途
北広島町 48.8 10	1,721 口径
世羅町 55.4 10	1,650 口径
大崎上島町 99.6 10	1,760 用途

2 料金改定の推移

(1) 水道料金の推移

大竹市の水道料金は、平成14年に改定以降、消費税の改定を除いて料金改定は行われていない状況です。現在の水道料金は**水道使用料金とメーター使用料**から構成されており、現行の料金体系は用途別に基本水量・基本料金が設定され、基本水量を超えて使用した場合には別途超過料金を徴収しています。メーター使用料においては、用途を問わず口径別の単一使用料金です。

	水道使用料金								
用途	基本水量 m ³	基本料金 円	超過料金 円/m³						
家事用	$\sim 10 \mathrm{m}^3$	638	147.4						
業務用	$\sim 20 \mathrm{m}^3$	2,486	184.8						
浴場用	~100m³	10,890	160.6						
工場用	~200m³	28,600	211.2						
共用	~10m³	638	147.4						
船舶用		187.0円/m³							
臨時用		484.0円/m³							
プール用		185.9円/m³							

表2-1 水道使用料金とメーター使用料(税込)

メーター使用料					
口径	使用料				
mm	円				
13mm	82.5				
20mm	143				
25mm	154				
40mm	275				
50mm	1,430				
75mm	1,859				
100mm	2,365				
150mm	4,323				

表2-2 水道料金(家事用)の推移(税抜)

	 改定年月		昭 和							平	成			
区分		23.1	24.4	30.4	35.4	36.4	44.9	49.6	50.1	61.1	3.4	8.4	11.4	14.4
料基	基本水量(m³)	12	12	12	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
金本	金額 (円)	60	72	84	90	120	120	170	260	310	350	450	540	580
超	過料金(円/m³)	5	6	7	9	14	23	33	55	68	78	101	123	134

(1) 水道の基本料金

大竹市の水道料金は、前述のとおり用途別に基本料金と超過料金が設定されています。給水収益の大部分を占める家事用・業務用・工場用の料金体系を比較すると、家事用(40mm以下)における水道料金が最も安価な設定となっています。用途別では基本水量が異なるため一律の比較は難しいものの、基本水量内での料金単価(円/m³)を比較すると家事用が最も安価で工場用が最も高価な料金設定となっています。

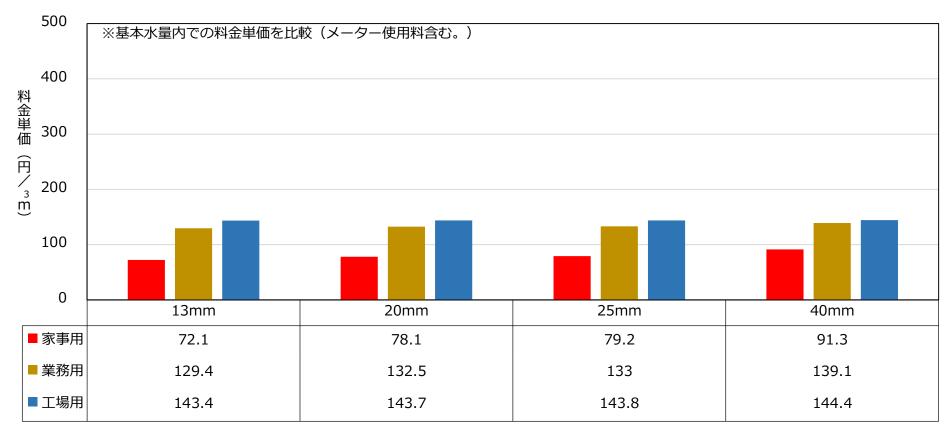


図3-1 用途別料金単価の比較(税込)

(2)使用水量別の水道料金

超過料金は基本水量を超過して使用した場合に対してかかる料金で、大竹市では用途 別に単一の料金単価が設定されています。各用途別で使用割合の多い口径における、使 用水量別の水道料金の比較は、下図のとおりです。

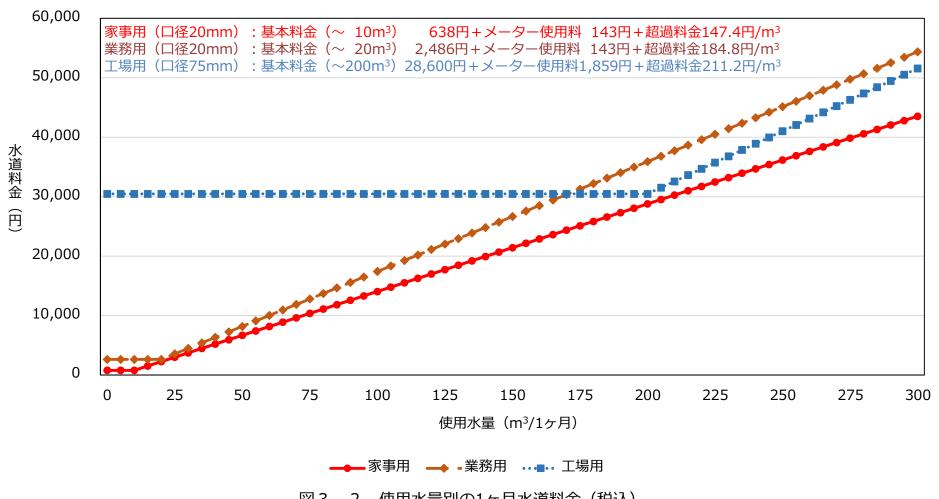


図3-2 使用水量別の1ヶ月水道料金(税込)

4 周辺市町の上下水道料金の概況

(1) 水道料金の比較

大竹市は県内の他市町と比較して、給水普及率が高く水道料金が低水準である特徴を有しており、前述のとおり用途別の料金体系です。県内他市町においては、大竹市同様の用途別の料金体系または口径別の料金体系、もしくはその両方を組み合わせた料金体系を採用している事業体が多いです。

水道料金【家事用】 (1ヶ月当たり10m³使用した場合の税込料金)

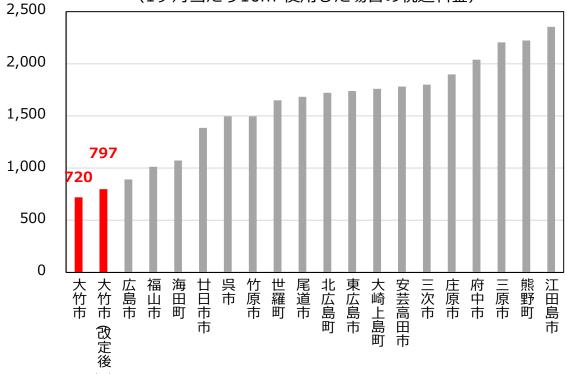


図4-1 県内水道料金の比較(税込)

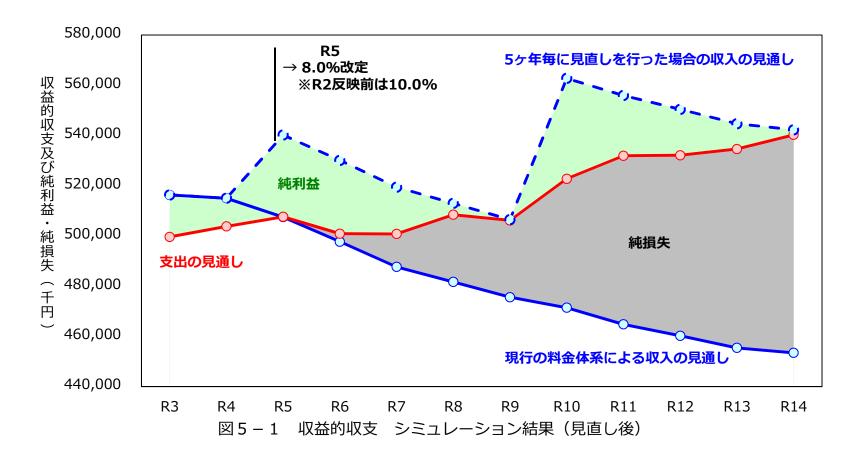
表4-1 県内水道料金の比較(税込)

事業 主体名	給水 普及率 %	基本 水量 m ³ /月	10m³までの 使用料金 円/月	料金体系
広島市	98.1	0	891	用途 口径
呉市	99.4	0	1,496	用途 口径
竹原市	99.3	0	1,496	用途
三原市	90.6	0	2,205	用途 口径
尾道市	93.4	7	1,683	用途
福山市	95.8	0	1,012	用途
府中市	75.2	7	2,040	単一
三次市	88.6	8	1,800	用途
庄原市	75.7	8	1,898	用途
大竹市	97.7	10	720	用途
大竹市 (改定後)	97.7	8	797	用途 口径
東広島市	87.0	10	1,739	用途
廿日市市	96.1	10	1,386	単一
安芸高田市	77.8	8	1,782	口径
江田島市	96.1	8	2,354	用途 口径
海田町	99.2	8	1,073	用途 口径
熊野町	90.8	6	2,223	用途
北広島町	48.8	10	1,721	口径
世羅町	55.4	10	1,650	口径
大崎上島町	99.6	10	1,760	用途

(1) 水道料金の目標改定率

経営戦略における収益的収支では令和5年度以降純損失が発生していることから、今回検討では**令和5年度の料金改定を目標**に新料金体系の検討を行います。ただし、今回の検討では令和2年度の**コロナウイルスの影響を反映し、経営戦略策定時のシミュレーションを見直す**こととします。

この結果、経営戦略でのシミュレーションによる必要改定率10.0%は、8.0%へと縮小したため、今回の検討にあたっては**目標改定率を8.0%**と設定します。



(2) 現行の水道料金体系との比較

現行の料金体系からの大きな変更点は以下のとおりです。

- ①メーター使用料と基本料金の統合 これまで口径別のメーター使用料と用途別の単一基本料金を設定していた料金体系 を、**メーター使用料を基本料金に組み込んだ用途・口径別の基本料金体系**へと変更 します。
- ②基本水量の見直し 単身世帯等の使用水量が少ない利用者に配慮し、**基本水量を変更**します。一般用で は、これまでの1ヶ月あたり10m³の基本水量が8m³へ変更となります。
- ③超過料金区分の見直し これまで用途別に単一の超過料金を設定していた**料金体系を二部制**へと変更します。
 - 現行の基本水量と改定後の基本水量との間(例:一般用9~10m³)では、超過料金を低く設定し、これまで使用水量が基本水量内であった利用者への大幅な負担増加に配慮しました。
- ④用途別における「家事用」区分の名称変更これまで家事用と区分していたものを一般用へと名称を変更します。
- ⑤用途別における「共用」・「臨時用」区分の廃止 これまでの「共用」を一般用へ、「臨時用」を業務用へ統合します。

6 広島県企業局との交渉状況

(1) 広島西部地域水道用水供給事業

大竹市では自己水源(防鹿水源地系統)に加えて、広島県営の広島西部地域水道用水供給事業から用水を受け給水を行っています。広島県営の用水供給事業(以下、「広島県用水」とする。)はその他に2事業あり、用水供給の対象区域は下図のとおりです。



(1)広島水道用水供給事業 供給対象

広島市・呉市・東広島市・竹原市・ 江田島市・海田町・大崎上島町・ 熊野町・坂町・府中町・愛媛県今治市 (関前地区の一部)

(2)沼田川水道用水供給事業 供給対象

三原市・尾道市・福山市・東広島市・ 愛媛県上島町

(3) 広島西部地域水道用水供給事業 供給対象

広島市・廿日市市・大竹市

6 広島県企業局との交渉状況

(2)受水費

広島県用水では二部制の料金体系を採用しており、各受水地区の契約水量をもとにした基本料金と、実際に使用した水量に対する使用料金を合わせて受水費が算出されます。各用水供給事業の料金体系は、下表のとおりです。

事業名	基本料金 円/m³	使用料金 円/m³	超過料金 円/m³
広島水道用水供給事業	34.19	94.04	304.37
(沈殿水)		53.17	106.35
広島西部地域水道用水供給事業	35.50	62.19	265.54
沼田川水道用水供給事業	40.13	61.46	237.73

表 6-1 料金体系(税込)

大竹市の場合には、基本水量を5,000m³/日で契約しており、基本料金で年間約65,000千円、使用料金で約45,000千円、合計約110,000千円の受水費を毎年支払っています。これは収益的支出の20%を占めており、大きな負担となっています。

令和2年度の受水実績では、基本水量5,000m³/日に対して、使用水量は2,047m³/日となっており、乖離が生じている状況です。そのため、自己水源水量と広島県用水との適正な配分について検討し、契約水量の見直しについて働きかけていく必要があると考えています。

2 料金改定の推移

(2)下水道使用料の推移

大竹市の下水道使用料は、平成19年度の改定以降、消費税の改定を除いて料金改定は行われていない状況です。現在の下水道使用料は**用途別**に基本水量・基本使用料を設定し、基本水量を超えて使用した場合には別途超過使用料を徴収しています。また超過使用料は、使用水量の多寡に関わらず単価を均一とした単一型を採用しています。

用途	基本水量 m ³	基本使用料 円	超過使用料 円/m³	備考
家事用	\sim 10 m^3	854	194.7	
業務用	~20m³	3,308	245.3	
工場用	\sim 200 m^3	37,631	277.2	
共用	~10m³	854	194.7	1世帯につき
臨時用		633.6円/m ³		
プール用	249.7円/m³			
浴場用		99.0円/m³		

表2-4 下水道使用料(家事用)の推移(税抜)

改定年月		昭和						平	成		
区分	45.8	50.1	50.11	56.7	61.2	3.2	4.4	8.4	11.4	16.4	19.4
水道水による汚水	,	水道料金算	定額の以	下の割合に	相当する額	Ą		基本料	金・基本	水量を	
	76/100	100/100	74/100	100/100	100/100	86/100		設けた	:従量制料:	金体系	
基本料金		水道	料金見合(こよる料金	体系						
基本水量(m³)							10	10	10	10	10
金 額(円)							350	450	540	700	777
超過料金(1m³につき)											
金 額(円)							78	101	123	159	177
水道水以外による汚水											
3 1世帯4人まで(円)	120	230	280	380	1,280	1,280	1,520		人数制	の廃止	
	30	55	70	95	320	320	380				

(3)下水道の基本料金

大竹市の下水道使用料は、前述のとおり用途別に基本料金と超過料金が設定されています。下水道使用料の大部分を占める家事用・業務用・工場用の料金体系を比較すると、**家事用の下水道使用料が最も安価**な設定となっています。用途別では基本水量が異なるため一律の比較は難しいものの、基本水量内での料金単価(円/m³)を比較すると家事用が最も安価で**工場用が最も高価**な料金設定となっています。

表3-1 用途別料金単価の比較(税込)

	基本使用料	基本水量	料金単価
用途	(円/月)	(m³/月)	(円/m³)
	a	b	a/b
家事用	854	10	85.4
業務用	3,308	20	165.4
工場用	37,631	200	188.2

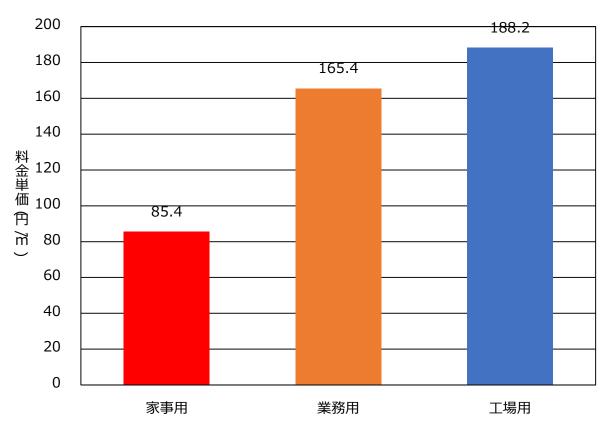
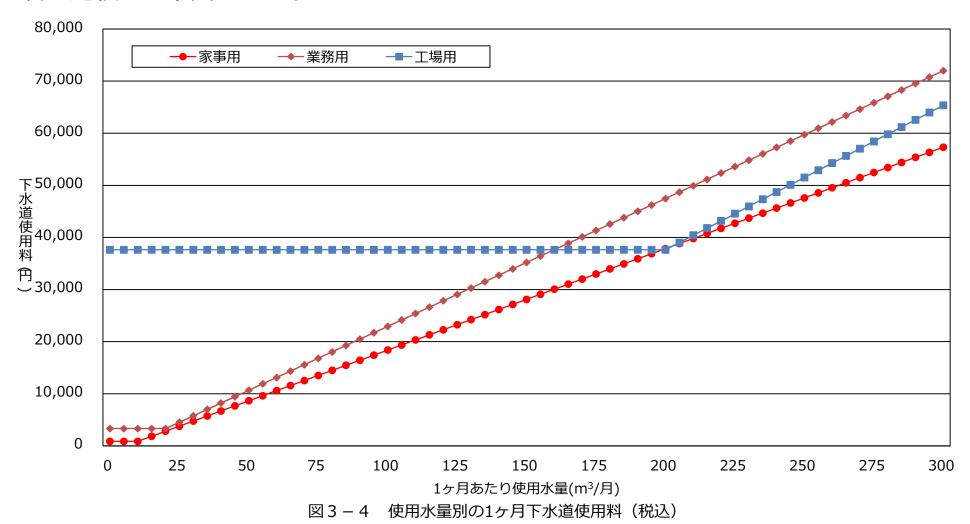


図3-3 用途別料金単価の比較(税込)

(4)使用水量別の下水道使用料

超過使用料は基本水量を超過して使用した場合に対してかかる料金で、大竹市では用途別に単一の料金単価が設定されています。各用途別における使用水量別の下水道使用料の比較は、下図のとおりです。



4 周辺市町の上下水道料金の概況

(2)下水道使用料の比較

大竹市は県内の他市町と比較して、**下水道処理** 人口普及率が高く、前述のとおり用途別の料金体系です。県内他市町においては、大竹市同様の用途別に料金体系を設定する事業体が多く、用途を設けない料金体系を採用している事業体は少ない状況となっています。

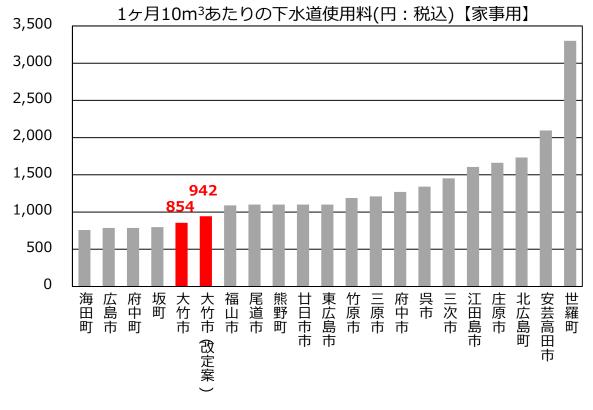


図4-2 県内下水道使用料の比較(税込)

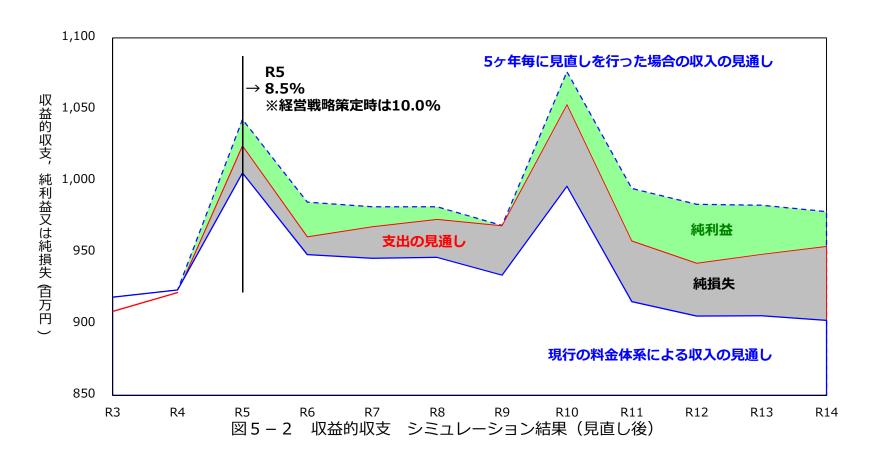
表4-2 県内下水道使用料の比較(税込)

衣4-2 宗的下水道使用科·0九段(机丛)								
事業主体名	下水道処理 人口普及率	基本水量	10m³までの 使用料金	料金	体系			
	(%)	(m³)	(円/月)	用途	単一			
広島市	95.8	6	787	用途				
呉市	88.3	0	1,485	用途				
竹原市	18.5	8	1,188	用途				
三原市	48.3	10	1,210	用途				
尾道市	17.9	10	1,100	用途				
福山市	75.3	0	1,089	用途				
府中市	36.5	10	1,271					
三次市	39.7	8	1,452	用途				
庄原市	39.1	8	1,662	用途				
大竹市	95.5	10	854	用途	単一			
大竹市 (改定案)	95.5	8	942	用途				
東広島市	46.4	10	1,100	用途				
廿日市市	60.3	10	1,100					
安芸高田市	34.8	8	2,096					
江田島市	60.5	5	1,606	用途				
府中町	98.5	6	787	用途				
海田町	98.6	10	759	用途				
熊野町	90.7	10	1,100	用途				
坂町	98.8	10	798	用途				
北広島町	45.9	5	1,733	用途				
世羅町	9.8	10	3,300					

(3) 下水道使用料の目標改定率

水道料金との改定時期と整合を図り、今回検討では**令和5年度の料金改定を目標**に新料金体系の検討を行います。ただし、今回の検討では令和2年度の**コロナウイルスの影響を反映し、経営戦略策定時のシミュレーションを見直す**こととします。

この結果、経営戦略でのシミュレーションによる必要改定率10.0%は、8.5%へと縮小しましたが、今回の検討にあたっては市民への負担軽減を目指すため、さらなる支出削減を図り、**目標改定率を8.0%**と設定します。



(4) 現行の下水道料金体系との比較

現行の料金体系からの大きな変更点は以下のとおりです。

- ①基本水量の見直し 単身世帯等の使用水量が少ない利用者に配慮し、**基本水量を変更**します。一般用で は、これまでの1ヶ月あたり10m³の基本水量が8m³へ変更となります。
- ②超過料金区分の見直し これまで用途別に単一の超過料金を設定していた**料金体系を二部制**へと変更します。

現行の基本水量と改定後の基本水量との間(例:一般用9~10m³)では、超過料金を低く設定し、これまで使用水量が基本水量内であった利用者への大幅な負担増加に配慮しました。

- ③用途別における「家事用」区分の名称変更 これまで家事用と区分していたものを一般用へと名称を変更します。
- ④用途別における「共用」・「臨時用」区分の廃止 これまでの「共用」を一般用へ、「臨時用」を業務用へ統合します。